



設立趣意書

1. 設立の目的

建設リサイクル法（以下：建リ法）の施行や石綿障害予防規則等の法施行により、解体工事については施行前と比較し、作業日数・人工数、設備機器・備品等の経費も増大したうえ、「廃棄物及び清掃に関する法律」（以下：「廃掃法」）の規制強化による管理システムの見直しが求められ、私達中小企業は経営が厳しい状況に追い込まれつつあります。

2008年6月に東京都にある中間処分業者が名義貸しと虚偽記載、同年7月には横浜市の業者が他法令違反で許可取消の行政処分を受けました。過去に委託義務違反での摘発はありましたが、今回の処分は関連業界を震撼させられました。

現在の業界は、上記の違反行為が大小に係わらず日常的に行われているケースが多く見られますが、これらの要因は業界の法的知識の希薄さや発注者及び元請の経済的理由（不法投棄事犯：要因の一位）からです。

さらに元請排出事業者（以下「元請」）の法的責任が強化されたため、大手住宅メーカーは解体業者の選定基準について法的知識、リサイクル技術や廃棄物の適正ルートが確保できる業者を求めており、法律の知識向上のための教育、経験値での積算からではなく根拠説明の付く積算が必要となりました。これにより、中小工務店等は「建リ法」及び「廃掃法」における「元請責任」の罰則強化や廃棄物の適正処理費を含めた工事費の適正単価等の広報活動が必須となってきました。また、他の業界の労働災害が年々減少化傾向のなかで、解体工事業の労働災害は増大しているため安全管理も考えなくてはなりません。

近場の仲間や取引先の指定業者間では、上記の件について日々情報交換を行っていますが、経験による積算や法律の知識、安全教育の向上には無理があり、組合による講習会開催や設備投資は単独よりも経済的であり且つ効果があると考えました。

そこで、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合を設立し、当面、解体工事の受注あっせん、業務用消耗品の共同購買、各種保険の事務代行といった経済事業と併せて、教育情報事業及び福利厚生事業といった非経済事業を併せて実施することにより、組合員の経営の合理化・近代化を実現させ、さらに近い将来、

- ・経験値による一式見積りから積算基準の明確化や関連法律に合わせた見積書式の統一化
- ・経営及び技術の改善と知識の向上のための講習会の開催
- ・労働災害撲滅の為に健康管理や安全講習会の実施とこれに伴う設備機器類の共同研究
- ・重機・車両・解体関連機器類等の共同購買等

も実現することにより、発注者等に信頼され安定受注による経営の安定、安値業者（一式積算）と対比しての信頼性の向上、労働者の安全作業による作業効率向上を実現することを究極の目的として邁進する所存です。

2. 組織及び事業の概要

(1) 名 称 解体リサイクルシステム協同組合

(2) 地 区 東京都、埼玉県及び神奈川県の一部とする。



(3) 事務所の所在地 東京都目黒区緑が丘二丁目18番16号

(4) 組合員たる資格

- イ. 建設業法の規定により許可を受け建築工事業若しくはとび・土工工事業又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき許可を受け産業廃棄物処理業を行う事業者であること。
- ロ. 本組合の地区内に事業場を有すること。

(5) 出資1口の金額及び出資払込方法

- イ. 出資1口の金額 10万円
- ロ. 出資払込の方法 一時に全額を払い込まなければならない。

(6) 事業計画の概要

- イ. 組合員のためにする解体工事の受注あっせん
- ロ. 組合員の取り扱う業務用消耗品の共同購買
- ハ. 組合員のためにする各種保険の事務代行
- ニ. 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報に関する事業
- ホ. 組合員の福利厚生に関する事業
- ヘ. 前各号の事業に附帯する事業

(7) 賦課金の賦課徴収方法

- イ. 賦課金の額 平等割 1組合員 月額1万円
- ロ. 賦課及び徴収方法 1事業年度を3期(4月1日より7月31日まで、8月1日より11月30日まで、12月1日より翌年3月31日まで)に分け、それぞれの期の開始日前月末日までにその期分を納入するものとする。ただし、初年度の第1期分については、5月末日までに納入するものとする。
- ハ. 消費税 平等割賦課金は課税対象外として取り扱いますから、課税仕入れにはなりません。

(8) 役員の数及び任期

- イ. 定数 理事3人又は4人
監事1人
- ロ. 任期 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその終結時まで任期を伸長する。
監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその終結時まで任期を伸長する。